

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年7月14日(2011.7.14)

【公表番号】特表2010-529025(P2010-529025A)

【公表日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2010-034

【出願番号】特願2010-510376(P2010-510376)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/337 (2006.01)

A 6 1 K 47/42 (2006.01)

A 6 1 K 9/19 (2006.01)

A 6 1 K 31/282 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/337

A 6 1 K 47/42

A 6 1 K 9/19

A 6 1 K 31/282

A 6 1 P 35/00

A 6 1 K 9/10

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月25日(2011.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

個体において、再発性の卵巣癌、腹膜癌または卵管癌を処置するための組成物であって、タキサンおよびキャリアタンパク質を含むナノ粒子の有効量を含む、組成物。

【請求項2】

前記再発性の卵巣癌、腹膜癌または卵管癌が白金感受性である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記個体が事前の白金ベースの化学療法を受けており、かつ該白金ベースの化学療法の完了から約12ヶ月を超える無処置間隔がある、請求項1～2のいずれかに記載の組成物。

【請求項4】

タキサンおよびキャリアタンパク質を含むナノ粒子を含んでいる前記組成物が単独で投与されることを特徴とする、請求項1～3のいずれかに記載の組成物。

【請求項5】

前記タキサンがパクリタキセルである、請求項1～4のいずれかに記載の組成物。

【請求項6】

前記キャリアタンパク質がアルブミンである、請求項1～5のいずれかに記載の組成物。

【請求項7】

前記組成物中の前記ナノ粒子が、約200nm未満の平均（averageまたはmean）直径を有する、請求項1～6のいずれかに記載の組成物。

【請求項8】

タキサンおよびキャリアタンパク質を含むナノ粒子を含んでいる前記組成物がNab-パクリタキセルである、請求項7に記載の組成物。

【請求項9】

前記個体が、事前の化学療法を受けており、かつ前記処置の開始の前に約3カ月を超える無処置間隔がある、請求項1～8のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項10】

前記個体が、事前の化学療法を受けており、かつ前記処置の開始の前に約6カ月を超える無処置間隔がある、請求項1～9のいずれかに記載の組成物。

【請求項11】

前記個体が、前記処置の開始の前に過敏症の症状を示さない、請求項1～10のいずれかに記載の組成物。

【請求項12】

前記個体が前記処置の完了の際に前記再発性癌から生じる症状を示さない、請求項1～11のいずれかに記載の組成物。

【請求項13】

前記個体は、前記処置の完了の際にCA-125レベルが低下している、請求項1～12のいずれかに記載の組成物。

【請求項14】

個体において、再発性の卵巣癌、腹膜癌または卵管癌を処置するための薬剤であって、該薬剤は、a)タキサンおよびキャリアタンパク質を含むナノ粒子を含んでいる組成物の有効量と、b)白金ベースの作用物質の有効量との組み合わせを含む、薬剤。

【請求項15】

前記ナノ粒子を含んでいる組成物と前記白金ベースの作用物質とが一緒に投与されることを特徴とする、請求項14に記載の薬剤。

【請求項16】

前記白金ベースの作用物質がカルボプラチニンである、請求項14～15のいずれかに記載の薬剤。

【請求項17】

前記個体が、事前の白金ベースの化学療法を受けており、かつ該白金ベースの化学療法の完了から約12カ月を超える無処置間隔がある、請求項14～16のいずれかに記載の薬剤。

【請求項18】

前記タキサンがパクリタキセルである、請求項14～17のいずれかに記載の薬剤。

【請求項19】

前記キャリアタンパク質がアルブミンである、請求項14～18のいずれかに記載の薬剤。

【請求項20】

前記組成物中の前記ナノ粒子が、約200nm未満の平均（averageまたはmean）直径を有する、請求項14～19のいずれかに記載の薬剤。

【請求項21】

タキサンおよびキャリアタンパク質を含むナノ粒子を含んでいる前記組成物がNab-パクリタキセルである、請求項20に記載の薬剤。

【請求項22】

前記個体が、事前の化学療法を受けており、かつ前記処置の開始の前に約3カ月を超える無処置間隔がある、請求項14～21のいずれかに記載の薬剤。

【請求項23】

前記個体が、事前の化学療法を受けており、かつ前記処置の開始の前に約6カ月を超える無処置間隔がある、請求項22に記載の薬剤。

る無処置間隔がある、請求項 1 4 ~ 2 2 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 2 4】

前記個体が、前記処置の開始の前に過敏症の症状を示さない、請求項 1 4 ~ 2 3 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 2 5】

前記個体が前記処置の完了の際に前記再発性癌から生じる症状を示さない、請求項 1 4 ~ 2 4 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 2 6】

前記個体は、前記処置の完了の際に C A - 1 2 5 レベルが低下している、請求項 1 4 ~ 2 5 のいずれかに記載の薬剤。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 4】

本発明のこれらおよび他の局面および利点は、以下の詳細な説明および添付の特許請求の範囲から明らかになるであろう。本明細書に記載される種々の実施形態の特性のうち 1 つ、いくつかまたは全てが本発明の他の実施形態を形成するために組み合されてもよいということが理解されるべきである。

本発明の好ましい実施形態では、例えば以下が提供される：

(項目 1)

個体において、再発性の卵巣癌、腹膜癌または卵管癌を処置する方法であって、タキサンおよびキャリアタンパク質を含むナノ粒子を含んでいる組成物の有効量を該個体に投与することを包含する、方法。

(項目 2)

前記再発性の卵巣癌、腹膜癌または卵管癌が白金感受性である、項目 1 に記載の方法。

(項目 3)

前記個体が事前の白金ベースの化学療法を受けており、かつ該白金ベースの化学療法の完了から約 1 2 カ月を超える無処置間隔がある、項目 1 に記載の方法。

(項目 4)

タキサンおよびキャリアタンパク質を含むナノ粒子を含んでいる前記組成物が単独で投与される、項目 1 に記載の方法。

(項目 5)

前記タキサンがパクリタキセルである、項目 1 に記載の方法。

(項目 6)

前記キャリアタンパク質がアルブミンである、項目 1 に記載の方法。

(項目 7)

前記組成物中の前記ナノ粒子が、約 2 0 0 n m 未満の平均 (average または mean) 直径を有する、項目 1 に記載の方法。

(項目 8)

タキサンおよびキャリアタンパク質を含むナノ粒子を含んでいる前記組成物が N a b - パクリタキセルである、項目 7 に記載の方法。

(項目 9)

前記個体が、事前の化学療法を受けており、かつ前記処置の開始の前に約 6 カ月を超える無処置間隔がある、項目 1 に記載の方法。

(項目 1 0)

前記個体が、前記処置の開始の前に過敏症の症状を示さない、項目 1 に記載の方法。

(項目 1 1)

前記個体が前記処置の完了の際に前記再発性癌から生じる症状を示さない、項目 1 に記

載の方法。

(項目12)

前記個体は、前記処置の完了の際にCA-125レベルが低下している、項目1に記載の方法。

(項目13)

個体において、再発性の卵巣癌、腹膜癌または卵管癌を処置する方法であって、該個体に対して：a) タキサンおよびキャリアタンパク質を含むナノ粒子を含んでいる組成物の有効量と、b) 白金ベースの作用物質の有効量とを投与することを包含する方法。

(項目14)

ナノ粒子および前記白金ベースの作用物質を含んでいる前記組成物と一緒に投与される、項目13に記載の方法。

(項目15)

前記白金ベースの作用物質がカルボプラチニである、項目13に記載の方法。

(項目16)

前記個体が、事前の白金ベースの化学療法を受けており、かつ該白金ベースの化学療法の完了から約12カ月を超える無処置間隔がある、項目13に記載の方法。

(項目17)

前記タキサンがパクリタキセルである、項目13に記載の方法。

(項目18)

前記キャリアタンパク質がアルブミンである、項目13に記載の方法。

(項目19)

前記組成物中の前記ナノ粒子が、約200nm未満の平均(averageまたはmean)直径を有する、項目13に記載の方法。

(項目20)

タキサンおよびキャリアタンパク質を含むナノ粒子を含んでいる前記組成物がNab-パクリタキセルである、項目19に記載の方法。

(項目21)

前記個体が、事前の化学療法を受けており、かつ前記処置の開始の前に約6カ月を超える無処置間隔がある、項目13に記載の方法。

(項目22)

前記個体が、前記処置の開始の前に過敏症の症状を示さない、項目13に記載の方法。

(項目23)

前記個体が前記処置の完了の際に前記再発性癌から生じる症状を示さない、項目13に記載の方法。

(項目24)

前記個体は、前記処置の完了の際にCA-125レベルが低下している、項目13に記載の方法。